

呉錦堂を語る会通

NO.38 Dec. 2017

発行 兵庫県明石市北朝霧丘2-8-34
 橋 雄三 方「呉錦堂を語る会」
 Tel. 078-911-1671
 編集 「呉錦堂を語る会通信」編集委員
 発行日 2017.12.1



明石市桜町、街並みの原型に呉錦堂の土地所有が大きく影響（1）

かつて、呉錦堂(1855~1926)の孫、呉伯瑄(ご・はくせん)氏から、「おじいさんは、明石にたくさんの借家を持っていました。父(啓藩)の代になっても続いておりました」という話を何度か聞いたことがあります。呉錦堂の明石での土地所有については、気にはなっていました、あまりも漠然としていて、手をつけることができませんでした。ところが先日、財団法人孫中山記念会の川鍋彰男事務局長の紹介で、森本眞一氏と知り合い、この懸案事項が一気に解決いたしました。

森本氏は明石市史の編纂委員をされていて、また、明石民俗文化財調査団のメンバーでもあり、明石の歴史について、たくさんの貴重な情報をお持ちです。氏にいただいた資料からスタートし、明石における呉錦堂の土地所有を法務局の旧土地台帳で確認することができました。深く感謝いたします。

なお、本第38号第3頁、和紙公図(土地区画図)の掲載については神戸地方法務局明石支局の承諾を得ております。また、写真はすべて、編集委員の撮影です。(編集委員 橋雄三)

《1. 鍛冶屋町での土地所有》

直接のきっかけとなった資料は、昭和53年2月16日、及び17日の神戸新聞地方版明石のページに掲載された『あかし昔がたり明治編Ⅱ<8>「工人の街」、<9>「鍛冶屋町」』です。語り手は伊川幸治郎氏で、当時82歳です。

伊川氏は鍛冶屋町にお住まいで、子ども時代のことまで詳細に思い出し、話されています。鍛冶屋町は、西国街道に沿って開けた農鍛冶など工人の街だったとおっしゃっています。このあたりは、昔、大名行列が通ったとは思えない道幅です。伊川氏の話では、呉錦堂の借家はこの街道の北側、鍛冶屋町の東の端にありました。街道を隔てた南は朝顔光明寺です。神戸地方法務局明石支局で閲覧した旧土地台帳、及び和紙公図(土



明石駅前、国道2号線の交差点から銀座通り東側を望む中央の大きなビルの裏手(写真左手)が桜町、その南が鍛冶屋町

地区画図)で確認できました。下記、表のとおり、長男、啓藩名義の3つの地番、合計約250坪です。

『あかし昔がたり』の文章をたどります。

「呉錦堂の借家のあった一帯は、私が子どものころには、アラメ(荒布コンブ)の干し場になる広場で、よく遊びました。前田アラメ製造といいました。海から海草をあげてきて、一度むしたのを重ねて押し固め、これを削って細くして干してました。ちょうど桜町にあるサクラの大木の南が干し場でしたな。周囲は田んぼで掘割には、ハリウナギがのぼってきました。ザルを持ち出してよくとったりしたもんです」

明治の鍛冶屋町 伊川さんの話から編集委員復元

現・銀座通り	東屋農鍛冶	淡七農鍛冶	伊東傘屋	庄司鋏屋	梶本米屋	三木車大工	柏木鉄工所	前田アラメ	呉錦堂借家	掘割
	西国街道					ドンド橋				
			伊川豆		十河米	福井鉄	北條陶	土蔵	朝顔光明寺	

[鍛冶屋町土地取得明細]

番号	地番	取得年月日	前所有者	登記名義	備考(譲渡先)
1	31-1	M45.5.28	魚住又市郎	呉啓藩→呉錦堂合資会社	S14.4.26白川一郎、村上弥三郎
2	33-1	M45.5.28	魚住又市郎	呉啓藩→呉錦堂合資会社	S14.4.26白川一郎、村上弥三郎
3	33-3	M45.5.28	魚住又市郎	呉啓藩→呉錦堂合資会社	S14.4.26白川一郎、村上弥三郎

明石市桜町、街並みの原型に呉錦堂の土地所有が大きく影響（2）

《2. 呉錦堂の明石での土地取得》

呉錦堂はどうして、明石で土地を所有したのでしょうか。伊川氏の話のように、当時、「呉錦堂の借家があった一帯は、荒布コンブの干し場で、周囲は田んぼ」だったのです。旧土地台帳で見ても、呉啓藩名義で土地を取得した時期は、この地域、地目が「畑」から「宅地」に変る時期に一致しています。

明治後半から、大正、昭和の初めにかけて、須磨、舞子、明石はリゾート地として名声を得ていました。呉錦堂が、舞子地域での土地所有に続き、明石での土地取得を考えたのは至極当然です。

明治21年（1888年）山陽鉄道明石駅開業

明治39年（1906年）山陽鉄道国有化

明治45年（1912年）呉錦堂、啓藩名義で鍛冶屋町、桜町の土地を取得

大正6年（1917年）兵庫電気軌道（現・山陽電気鉄道）明石駅開業

大正8年（1919年）明石町、市制施行

昭和14年（1939年）呉啓藩、27年間所有した鍛冶屋町、桜町の土地を手放す。

《3. 桜町での土地所有》

伊川氏の話、呉錦堂の鍛冶屋町での借家に続き、桜町での借家所有に言及した部分があります。

「呉錦堂は舞子の移情閣（六角堂）の主人で豪商ですわな。花街ビルから桜町本通りまでの一帯が「呉錦堂の借家」で大したもんでした」

これは、相当な面積、戸数を想像させる表現です。「呉錦堂を語る会」の会員として欣喜雀躍、法務局で調べ、整理したのが「桜町土地取得明細」です。



右手、伊川氏の話に出てくる「花街ビル」、現在は閉鎖
中央の小路が「銀座横丁」、伊川氏の話では小川だった

伊川氏の話が続けます。

「（西国街道の北側のならびに）米屋があって水車が回っていました。（中略）水車で精米していたわけだな。たてのキネが三本動いており、回っているのを見にいったこともおまんねん。この水車がかかっていた小川は、明石城の掘割の水でした。明石小学校の南側へ出る東の流れと、明石デパートの方へ出ていく南の流れの二筋がありました。この南の流れが銀座通りを東へ渡って桜町の「一山」の前へ流されていました。（中略）この掘割に水車がかかっていたわけです。この掘割は朝顔光明寺の東で、東の流れと合流、海へ流れていました」

上の写真の小路は現在、「銀座横丁」と呼ばれています。かつては小川だったというのです。この小川に沿って、呉錦堂の借家が並んでいました。借家に住む子どもたちも、伊川さんといっしょに、水車の精米風景を見ていたかも知れません。

「桜町土地取得明細」

番号	地番	取得年月日	前所有者ほか	登記名義	備考(譲渡先ほか)
1	1195-12 (431坪) →(695坪)	M45. 4. 30	魚住又市郎	呉啓藩→呉錦堂合資会社	S14. 4. 26白川一郎、村上弥三郎
		T10. 11. 25	1195-21、1196-1、1196-9、1196-11と合併 → 731坪		
		T10. 11. 25	1195-30、1195-31を分筆 → 695坪		
2	1195-18	M45. 4. 30	魚住又市郎	呉啓藩→呉錦堂合資会社	S14. 4. 26白川一郎、村上弥三郎
3	1185-3	M45. 5. 28	魚住又市郎	呉啓藩	T10. 11. 25、1185-2に合併
4	1185-2 (71坪) →(916坪)	M45. 5. 28	魚住又市郎	呉啓藩→呉錦堂合資会社	S14. 4. 26白川一郎、村上弥三郎
		T10. 11. 25	1185-3、1188-3、1195-3、1195-13、1195-14、1196-7と合併 → 918坪		
5	1196-8 (130坪) →(429㎡)	M45. 5. 28	魚住又市郎	呉啓藩	※この地番は、コンピュータ化された現在も登記簿上、呉啓藩名義で生きています。ただ、法務局公布の「和紙公図（土地区画図）」上で確認することはできませんでした
		T10. 11. 25	1185-8を分筆 → 916坪		
6	1185-8	T10. 11. 25	1185-2より分筆	呉啓藩→呉錦堂合資会社	S14. 4. 26白川一郎、村上弥三郎
7	1195-30	T10. 11. 25	1195-12より分筆	呉啓藩→呉錦堂合資会社	S14. 4. 26白川一郎、村上弥三郎
8	1195-31	T10. 11. 25	1195-12より分筆	呉啓藩→呉錦堂合資会社	S14. 4. 26白川一郎、村上弥三郎

明石市桜町、街並みの原型に呉錦堂の土地所有が大きく影響（3）

《4. 桜町での土地所有、A、B地区》

桜町における呉錦堂の土地所有は、最初から呉啓藩名義で、大正14年からは法人名義です。しかし、ここでは、全て、呉錦堂の土地所有として通します。

呉錦堂の土地所有で、現在の街並みに影響していると思えるのは、この頁に掲載した土地地区画図のA地区とB地区です。A地区には、南北、1185-10から1185-19まで、10個の地番が記入されています。また、B地区は南北2列になっており、北の列は、1185-19から1185-35まで17個の地番が、南の列は、1185-36から1185-49まで14個の地番が記入されています。

ところで、これら地番は呉錦堂の土地所有の期間にはなかったものです。つまり、本号前ページ掲載の〔桜町土地取得明細〕番号4のとおり、1185-2は、昭和14年、916坪で白川一郎と村上弥三郎（土地台帳上、二人連名になっている）に譲渡されます。その後、戦後、昭和23年に、上記のとおり、40区画に分筆されますが、その区画、及び地積は、呉錦堂所有時代の借家の地割が基本になったと推察いたします。この「推察」は、本号次ページ、《桜町で聞き取り》の内容とも一致します。

呉錦堂時代の借家群が、桜町の街並みの原型に大きく影響していると言っても過言ではありません。

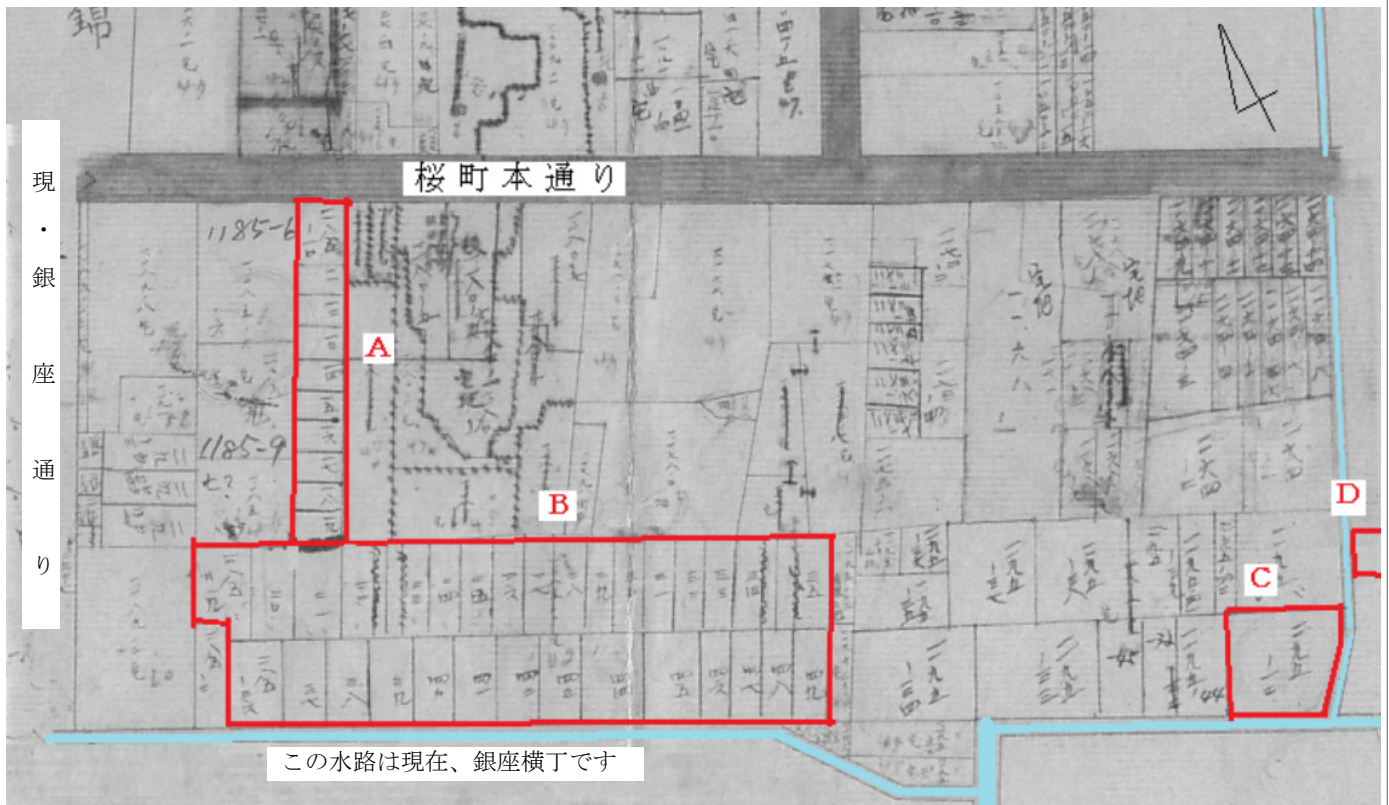
上述、A地区の位置ですが、北の端は、伊川氏の話のとおり、桜町本通りに面していました。東西の位置では、現在の「さくら小路」に沿った西側の並びです。また、B地区の位置ですが、B地区の南は明石城の外堀から流れる小川に面していました。この小川は、現在の「銀座横丁」です。伊川氏がおっしゃる「花街ビル」はB地区南列の東端部分です。

呉錦堂の桜町での土地所有で、1185-2に次いで大きかったのは1195-12です。このページ、朱字Cで表示しています。最大時の地積は695坪ですが、そんなに広い土地には見えません。また、その用途も不明です。呉錦堂の居宅だったのでしょうか。更なる調査が必要です。

朱字Dは1195-18で13坪余です。



現在の桜町本通り この南（右手）から呉錦堂の借家が続いていた



上の図は、法務局で交付を受けた桜町二丁目の和紙公図（土地地区画図）です。方位を示す矢印、地番を囲んだ朱線、右端と下部の太い水色線、すべての白地文字は、編集委員の加筆です。なお、太い水色線は水路です。

呉錦堂の明石での土地所有、補遺

《1. 前所有者、魚住又市郎という人物》

桜町の白雲通りの中ほどに、石の鳥居が目立つ小さなお社があります。白雲社といいます。この白雲社にある、「白雲櫻碑」についてお話しいたします。下の写真、中央右寄り、自然石に刻まれているのが白雲櫻碑です。



碑の文面は次の通りです。

藩已廢矣墮隄填濠劃地開道道
通東西長約一百八間通南北長
約一百十二間明治四十四年九
月魚住又市郎君自投貲起工至
次年三月竣名曰魚住町隄有老
幹大櫻樹享保年中所植因有櫻
丁名君存而不伐移栽隄下以石
為垣四面繞之名曰白雲櫻由於
歌聖之詠也略記其事以告後世
明治壬子二月橋本徳識
豊綱謹書

明石藩最後の儒学者、橋本海関（1852～1935 名は徳）の撰文になる白雲櫻碑の存在は以前から知っていましたが、この碑が呉錦堂に関係してくるとは夢にも思いませんでした。

碑文に、魚住又市郎氏が、私財を投じてこの界隈の開発を行ったとあります。その時期ですが、明治44年9月に起工し、45年3月に竣工と記されています。

ところで、呉錦堂は本第38号で言及した土地のすべてを魚住又市郎氏から明治45年4月30日と5月28日に取得しています。開発工事竣工直後の、呉錦堂への土地譲渡は何を意味するのでしょうか。

また、旧土地台帳から、魚住又市郎氏の土地取得の多くが、開発工事直前の明治44年8月だったことがわかります。当然、多額の資金を要したでしょう。

これらのことから、フィクションですが、呉錦堂が魚住又市郎の開発事業に出資し、開発後、その対

価として土地の譲渡を受けたというストーリーも描けるのではないのでしょうか。

《2. 呉錦堂所有地について、桜町で聞き取り》

呉錦堂所有地の内、本号前ページでふれたA地区について補足いたします。縦(南北)に長いA地区の北端は桜町本通りに面していました。ところで、この地区が、法務局交付の「和紙公図(土地区画図)」から、現在の「さくら小路」に沿う地域との見当はついたのですが、小路の西側か東側か、決めかねていました。

この点について、桜町本通り沿い、「さくら小路」入り口付近で調査中、地元の高齢の方々数人が集まってこられ、「桜町本通り沿いの現・神明電機の土地の前所有者は安井さんと言った」「当時、安井さんの南が島田さん、その南に、越田さん、坂上さん、関谷さんと続いていた。板金、ちくわ加工、キャバレー経営、興行師、氷屋、いろんな職業の人々が住んでいた」等々、情報をいただきました。

これらの名前は、法務局で閲覧した旧土地台帳の1185-10、-11、-12、-13、-14の各所有者名と一致しました。今の神明電機を含め、その南に続く10軒が、元は、呉錦堂の所有地、A地区だったのです。

こんな話もありました。

「土地所有者が白川さんの時代になって、借家単位に分筆され、売りに出された。それで、買った人は借家が持家になったし、そのまま、借家住まいを続ける人もいた」



桜町本通りから南を見た現在の「さくら小路」この右手(西側)に、呉錦堂の借家が並んでいた。

■おことわり

呉錦堂の土地所有について、前所有者魚住又市郎氏、並びに、譲渡先白川一郎氏、及び村上弥三郎氏は、みんな高名で、かつ、その事業は周知の事柄ですので実名を使わせていただきました。ご諒承ねがいます。